

資料4 前回定例会におけるご質問に対する回答

- 「真殿坂・敷地内断層」に関する保安院の回答に関して、①の3. 「敷地内の褶曲運動、真殿坂断層及び敷地内断層の活動は、後期更新世以降において認められない」としているが、
 - Q1 2007. 7. 16中越沖地震による地殻変動を否定するものか。
 - Q2 敷地内の地盤の不同隆起の事実をどのように判断するのか。褶曲の成長でないのか。
 - Q3 中央丘陵では褶曲が成長したとの国土地理院報告もある。この事実をも否定するのか。敷地内と一体なのではないのか。
 - Q4 ストレステストでは真殿坂や敷地内断層の活動を評価すべきと考えるが、どうか。

- (前回定例会における東京電力の) トップベントの質問に対する回答は、「トップベントのフィルタはつけない」「格納容器ベントのフィルタをつけることについては、現時点では目途なし」とのことでしたが、国、県、市、村は、両ベントについてフィルタをつけることが確かめられない時に、住民を放射能から守る重要なことと思うが、どのように対応するのか。具体的に現在での見解を示していただきたい。

(ご質問)

「真殿坂・敷地内断層」に関する保安院の回答に関して、①の3. 「敷地内の褶曲運動、真殿坂断層及び敷地内断層の活動は、後期更新世以降において認められない」としているが、

- Q1 2007. 7. 16中越沖地震による地殻変動を否定するものか。
- Q2 敷地内の地盤の不同隆起の事実をどのように判断するのか。褶曲の成長でないのか。
- Q3 中央丘陵では褶曲が成長したとの国土地理院報告もある。この事実をも否定するのか。敷地内と一体なのではないのか。
- Q4 ストレステストでは真殿坂や敷地内断層の活動を評価すべきと考えるが、どうか。

(Q1 への回答)

中越沖地震の際に広域の地殻変動があったことは認識しています。

この広域の地殻変動と発電所敷地近傍及び敷地内の断層との関係について、東京電力は、文献調査、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査、ボーリング調査等の結果から、真殿坂断層については、後期更新世以降の活動は認められず、また、中越沖地震により敷地内で観測された地盤の動きは、広域的な地殻変動に調和的であり、それに伴う断層の動きは敷地において認められないと評価しています。

保安院は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ(合同WG)において検討した結果、東京電力の評価は妥当なものと確認しました。

(Q2 への回答)

中越沖地震の際の広域の地殻変動と発電所の建屋水準測量で観測された変動との関係について、東京電力は、1～4号機では6cm～9cm程度の隆起、5～7号機では8cm～11cm程度の隆起が認められましたが、変動量が各号機で異なること及び各建屋の四隅の変動量が異なることは、西山層及びそれ以下の地層に見られる褶曲、真殿坂断層及び敷地内の断層の中越沖地震に伴う活動を示唆するものではなく、発電所の安全性に問題となるものではないと評価するとしています。

保安院は、合同WGにおいて検討した結果、東京電力の評価は妥当なものと確認しました。

(Q3 への回答)

中越沖地震の際に広域の地殻変動があったこと、中央丘陵でも隆起が観測されたことは認識しています。

中越沖地震時に国土地理院が陸域観測技術衛星「だいち」の合成開口レーダーにより検出した隆起については、中央油帯背斜の南部の位置とよく一致することが

ら、地震時の広域的な変動に伴い背斜の南部が成長したと考えられますが、隆起の幅が狭く背斜の西翼側に限られること、その付近に余震分布は認められないことから、東京電力は、その変動について地震を伴わない地下浅部に限られた動きと考えられるとしています。

保安院は、合同WGにおいて検討した結果、東京電力の説明は妥当なものと確認しました。

(Q4 への回答)

ストレステストは、施設がどの程度の地震動や津波高さまで燃料の重大な損傷を発生させることなく耐えられるかを評価するものであり、その地点で発生する地震や津波を評価するものではありません。

(ご質問)

(前回定例会における東京電力の) トップベントの質問に対する回答は、「トップベントのフィルタはつけない」「格納容器ベントのフィルタをつけることについては、現時点では目途なし」とのことでしたが、国、県、市、村は、両ベントについてフィルタをつけることが確かめられない時に、住民を放射能から守る重要なことと思うが、どのように対応するのか。具体的に現在での見解を示していただきたい。

(回答)

東京電力福島第一原子力発電所事故の技術的知見を得るため、今般の事故の発生及び事象進展について現時点までに判明している事実関係を分析し、設備面を中心に技術的知見に関する工学的な検討を実施して、今後の規制に反映すべきと考えられる事項として「30の対策」をとりまとめ、3月28日に公表しました。

保安院は、

- ① フィルタベントについて、「対策22ベントによる外部環境への影響の低減」において「ドライウェルベントは当然のことながら、ウェットウェルベントにも放射性物質除去(フィルタ)効果のある設備を付けることが求められる。その際、フィルタでの水蒸気の凝縮により水素爆発を起こさない工夫を行うことが求められる。」
- ② トップベントについて、「対策24水素爆発の防止」において「建屋側に漏えいした水素については、非常用ガス処理系の活用や水素再結合装置等の処理装置の設置などにより、放射性物質の放出を抑制しつつ水素濃度を管理することが求められる。更に、建屋から水素を排出する必要がある場合には、プラント毎に定量的な評価を行った上で十分な大きさの開口部を設けるとともに、防爆仕様の換気装置及び放射性物質除去機能を持った装置などにより、水素爆発の防止及び放射性物質の放出抑制を行った上での排出とすることが求められる。」と考えています。

具体的な規制要求の方法は、先般、閣議決定された原子力組織制度改革法案が今後国会で審議された結果を受けて、規制体系や運用方針も含めて新規制庁の下で決定されるものと考えています。